

平成 28 年 12 月 9 日

指定管理者の指定について（練馬区立男女共同参画センター）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立男女共同参画センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

特定非営利活動法人 練馬区障害者福祉推進機構

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北四丁目 11 番 7 号

(3) 代表者

理事長 大塚 國敏

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経過

平成28年 4 月 22 日 第 1 回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5 月 18 日 平成28年度第 1 回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管

	理者の選定対象団体として特定)
7月27日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
8月2日	企画提案書作成要項配付
8月10日	企画提案書作成要項説明(団体を特定して実施)
8月31日	企画提案書受付
9月5日	経営診断委託
10月19日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点)
11月10日	平成28年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

## 5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類等を評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な運営・管理が期待できること、また、男女共同参画を推進するための新たな提案があること等の理由により、特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構が練馬区立男女共同参画センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### (1) 団体の安定性・継続性

年度によって売上に多少の増減はあるが、利益を上げる力、資金力など、財務内容はおおむね安定している。

### (2) 団体運営の透明性・公正性

区と同等の個人情報保護規程、情報公開規程および情報セキュリティポリシー規程が整備されている。

これらの規程に基づく個人情報保護管理責任者の設置、事業報告・会計報告の法人

機関紙等での公開などにより、団体運営の透明性・公正性は確保されている。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則が整備されており、運用についても社会保険労務士の指導・助言のもと、適切に行われている。

理事会・役員会の構成は適正であり、定期的を開催されている。

(4) 運営実績

当センターの指定管理者として、平成18年度から平成23年度までは施設維持管理業務を、平成24年度以降はそれに加えて事業の企画・運営を行っている。また、平成20年度から練馬区立勤労福祉会館の指定管理者として良好な運営を行っており、今後も継続的かつ安定した運営が期待できる。

(5) 効率的運営・効率化への取組

職員の経験・資格を生かした人員配置を行うとともに、パソコンの共有フォルダを活用した情報共有を行うなど、事業や施設管理の効率化に取り組む姿勢がうかがえる。

節電、経費削減に努めており、取組内容は区の求める水準を満たしている。

(6) 受託への熱意・意欲

男女共同参画についての区民理解を広めるため、これまでの利用者に加えて子育て世代や男性への利用を増やすための講座や事業の提案があり評価できる。

また、男女共同参画を推進するため、「男女共同参画応援サイト」の開設などの新たな提案があり、積極的な姿勢がうかがえる。

(7) 施設管理の安全性への配慮

施設管理マニュアルに基づき毎日、担当者が施設の状況について点検するなど、安全管理の徹底に努めている。

また、職員全員が救命技能認定を取得しているほか、危機管理マニュアルに基づく研修を実施するなど、危機管理に関する継続的な取組を行う姿勢が評価できる。

(8) 施設管理運営体制

男女共同参画に関する区の計画を十分に理解し、若年女性の支援など新規事業の提案がある。施設管理に関する環境配慮などの区の方針に積極的に協力し、屋上緑化や緑のカーテンづくりに継続して取り組む提案がある。

併設する保育園、学童クラブや都営住宅自治会と情報交換し、災害時の対応や危機

管理対策など協力体制を強化する点も評価できる。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

利用者の意見を速やかに改善に結び付けており、利用者アンケート等の満足度は、90パーセント以上の高い数字を維持している。また、運営委員会委員の総合評価についても優のポイントが増えている。その結果、サービスの維持・向上に向けた取組の平成27年度モニタリングにおける評価は優となった。

今後も施設利用者に対し適切に対応するために職員の接遇研修に力を入れていくなど積極的な姿勢がうかがえる。

(10) 職員の育成

定期的に内外の研修会に職員の参加を促すとともに、臨時休館日を活用して職員全員に研修会や勉強会を開催するなど、人材育成に積極的である。また、手話やキャリア形成支援士など業務に資する各種資格を取ることを奨励し、取得結果を職員配置に生かす点も評価できる。

(11) 団体の理念・姿勢

「すべての人間の尊厳を踏まえた共生社会の実現」という団体の理念のもと、障害者の就労拡大、ボランティア人材の育成などを行っている。これまでに男女共同参画センターで働いていた障害者4名を企業への就労に繋げている。

法人の理念や取組をホームページや機関紙などで積極的に周知している。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

現センター従事職員は12人中11人が区民であり、今後も、区民の雇用を推進していく計画であり評価できる。維持管理の再委託や文具・消耗品の購入についても、引き続き区内事業者を優先する考えである。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者である。

(14) 男女共同参画の推進に係る学習および相互交流の機会の提供への取組

女性のための就労支援・起業講座、子どもキッチンワーク、災害と女性シリーズなど、現在行っている事業を今後も継続・充実していくとしている。

また、講座受講者の自主グループの立ち上げとネットワークづくりの支援、地域で活躍している人材の登用を今後も積極的に行うなどの提案がある。

フェスティバル事業については、町会、自治会などの協力を得ながら、地域に根差したものにすること、実行委員会に若い男女、区内在住外国人等多様な区民の参加を促すことなど事業を充実していく提案がある。

第4次練馬区男女共同参画計画の重点取組である若年女性の支援については、専従担当者を配置し、一人ひとりに寄り添いながらコミュニケーション・スキルや、就労に繋がる講座の実施を新たに提案している。

加えて、「男女共同参画応援サイト」の開設などの新たな提案があり、さらなる事業の充実が期待できる。

## 指定管理者選定の審査結果（練馬区立男女共同参画センター）

評価項目・評価基準	配点	得点
<b>1 団体の安定性・継続性</b> (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
<b>2 団体運営の透明性・公正性</b> (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
<b>3 団体運営における法令等の遵守状況</b> (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
<b>4 運営実績</b> (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
<b>5 効率的運営・効率化への取組</b> (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	6点
<b>6 受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
<b>7 施設管理の安全性への配慮</b> (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
<b>8 施設管理運営体制</b> (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 併設施設との連携	10点	8点
<b>9 利用者への対応（接遇を含む。）</b> (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
<b>10 職員の育成</b> (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
<b>11 団体の理念・姿勢</b> (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
<b>12 区民雇用の促進・区内事業者の活用</b> (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	10点	10点
<b>13 区内事業者か否か</b> (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	5点	5点
<b>14 男女共同参画の推進に係る学習および相互交流の機会の提供への取組</b> (1) 区の男女共同参画計画への理解 (2) 各種講座事業実施についての工夫 (3) フェスティバル事業実施についての工夫 (4) 旧喫茶コーナーを活用した若年女性支援についての提案内容	10点	8点
<b>合 計</b>	100点	81点